

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【公開番号】特開2017-3020(P2017-3020A)

【公開日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-001

【出願番号】特願2015-118174(P2015-118174)

【国際特許分類】

F 15 B 15/14 (2006.01)

【F I】

F 15 B 15/14 3 4 5 Z

F 15 B 15/14 3 7 5

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

一方、シリンダチューブ12側(矢印A方向)となるヘッドカバー14の内壁面14bには、図1、図2及び図4Aに示されるように、前記シリンダチューブ12の内周径に対して小径となる円周ピッチ上に複数(例えば、3個)の第1ピン孔34が形成され、前記第1ピン孔34にはそれぞれ第1インローピン36が挿入される。第1ピン孔34は、ヘッドカバー14の中心に対する所定直径の円周上に形成され、周方向に沿って互いに等間隔離間するよう形成される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

第2ピン孔78は、ロッドカバー16の中心に対する所定直径の円周上に形成され、周方向に沿って互いに等間隔離間するよう形成される。なお、第2インローピン80は、第1インローピン36と同一形状で形成されるため、その詳細な説明については省略する。